

年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

登録事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

目的外使用に係る承認申請書

登録住宅の入居者を一定期間確保することができなかったため、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第 23 条の規定に基づき、高齢者等の入居を阻害しない範囲で目的外使用することを申請します。

登録番号		
住戸番号	目的外使用を行う住戸の空室期間※	2025年 4月 1日～ 2025年 9月 30日 ①（ 6か月間）
	定期建物賃貸借の契約期間※	② 2025年 12月 1日～ 2027年 11月 30日（例1） 承認日から2年間（例2）

※目的外使用を行う住戸番号ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること。

【注意点】

- ① 空室期間は3か月間以上であること（共管省令第22条より）
- ② 契約期間は5年を上回らない期間であること（共管省令第25条より）